

令和6年度第1回上天草市地域公共交通会議 会議概要

I. 日時 令和6年7月2日（水）午後2時開始

II. 場所 上天草市役所大矢野庁舎書庫棟2階 会議室

III. 事務局 上天草市企画政策部企画政策課

IV. 次第

1 開会

2 委員紹介

3 議事

(1) 報告第1号 上天草市地域公共交通会議会長の指名について

(2) 報告第2号 令和5年10月導入の乗合タクシーの利用状況について

(3) 報告第3号 上天草市福祉有償輸送の実績報告について

(4) 報告第4号 お盆期間における協議路線の運行について

(5) 報告第5号 上天草高校における夏休み期間中における赤崎～さんばーる線の運行について

(6) 議案第1号 上天草市地域公共交通会議運賃協議分科会の設置について

4 その他

- ・夏休み子ども定期券「キッズパス」の販売について
- ・上天草市高齢者免許返納支援事業について

5 閉会

V. 主な内容

報告第1号 上天草市地域公共交通会議会長の指名について

上天草市公共交通会議設置条例（以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、市長より柿本委員に会長の指名があつている旨を事務局から報告。

■柿本会長（会長挨拶）

- ・近年、2024年問題（労働基準法の改正）等により、交通事業を取り巻く環境は大きく変わり始めている。
- ・タクシーは予約してもすぐ来ない、予約すると予約料金が発生する。
- ・県内のバスにおいては全国交通系ICカードが利用できなくなる。
- ・公共交通が身近なものから、利用することにハードルが高いものになっている。利用する方が少なくなるから、（制限が発生し）ますますハードルが高くなる。

- ・バスにおいては、自治体からの補助金が増えることにより、本数が減らされる等、ますます使いにくくなる。
- ・住民の皆さんには、なるべく使っていただいて補助金を減らすような公共交通機関を増やしていただきたい。
- ・本日も多数の参加者の方がいらっしゃるので、活発に議論していただき、公共交通をより良いものにしていただきたい。

■事務局

- ・条例第5条第3項「会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名するものが、その職務を代理する。」となっている。柿本会長より御指名をお願いしたい。

■柿本会長

- ・上天草市副市長の坂本委員を指名する。

■坂本委員

- ・承知した。僭越ながら務めさせていただきます。

報告第2号 令和5年10月導入の乗合タクシーの利用状況について

事務局から令和5年に導入した乗合タクシーの実績（R5.10～R6.3月分）を報告。
委員からは意見等なし。

報告第3号 上天草市福祉有償輸送の実績報告について

事務局から令和5年度の実績について報告。
委員から意見等なし。

報告第4号 お盆期間における協議路線の運行について

事務局から令和6年8月13日～15日のダイヤについて説明。
委員から意見等なし。

報告第5号 上天草高校における夏休み期間中における赤崎～さんばー線の運行について

事務局から令和6年7月～8月の臨時便について説明。
委員から意見等なし。

議案第1号 上天草市地域公共交通会議運賃協議分科会の設置について

事務局から分科会設置の概要、背景及び理由等を説明。併せて設置要綱（案）について説明。委員から異議はなく、原案とおり承認。

■柿本会長

- ・他の地域ではどのような形態で実施しているのか？

■熊本運輸支局

・他の地域では、上天草市と同様に分科会を本会の下に設置していることが多い。分科会ではなく単独で運賃協議会を立ち上げている自治体もある。

・公共交通会議の複数の交通事業者がいる本会議の場で運賃を話合うことは、独占禁止法上のカルテルに抵触するおそれがあるために、道路運送法の改正がなされていることから、協議の形態としては、分科会でも協議会でも構わない。

■柿本会長

・設置要領第3条第2号の「一般旅客自動車運送事業者」とあるが、例えば複数路線がある場合等の協議は、事業者の数だけ分科会を開催する、という認識でよろしいか。

■熊本運輸支局

・お見込みのとおり。「運賃を定めようとする一般旅客自動車運送事業者」のみが参加し、複数路線がある場合は、事業者が入れ替わり実施していただくこととなる。

その他（夏休み子ども定期券「キッズパス」の販売について）

事務局から令和6年7月19日～9月1日まで利用できる定期券について説明。
委員からのご意見等なし。

その他（上天草市高齢者免許返納支援事業について）

事務局から令和6年4月からの制度変更について説明。
委員からのご意見等なし。

以上